

認可外保育施設の立入調査 について（運営管理）



東京都 福祉局 指導監査部

指導第二課 保育施設検査担当

常時複数の保育従事職員が配置されているか①

《保育に従事する者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

職員配置基準

| | |
|-------|------------|
| 0歳児 | 3人につき1人以上 |
| 1、2歳児 | 6人につき1人以上 |
| 3歳児 | 20人につき1人以上 |
| 4歳児以上 | 30人につき1人以上 |

※必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。計算結果が1の場合であっても複数配置が必要。

※ 施設の開所から又は閉所まで30分以内の時間帯において乳幼児数が1人の場合は、保育従事者が1人であっても指摘はしない。



常時複数の保育従事職員が配置されているか②

《保育に従事する者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が**常時5人以下**の施設)

職員配置基準

原則として、

施設内の開所時間について常時2人以上

ただし、保育士、看護師（保健師・助産師を含む。）

又は家庭的保育研修修了者である場合は、

乳幼児の数が3人以下までは1人の配置可



(乳幼児6人以上の施設)

保育従事者の必要数の1/3以上は有資格者か

《有資格者の考え方》

有資格者は、**保育士**又は**看護師(助産師・保健師**を含む。)の資格を有する者をいう。

◆有資格者の数が保育従事者の必要数の3分の1以上いるか。

- a 月極契約入所児童数に対する数
- b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数

※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入

都における有資格者の取扱において、
准看護師は、有資格者としてみなしていない。



消防計画が適正に作成され届出が行われているか

非常災害に対する措置として、具体的な計画＝消防計画の作成が必要【全施設】

※ 消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。

※ 届出した消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。



労働基準法で義務付けられている帳簿等が備えられているか

◆労働基準法その他の法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。

- 労働者名簿（労働基準法第107条）
- 賃金台帳（労働基準法第108条）
- 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）

その他、都の指導監督要綱により、職員に関する書類の整備が必要なもの

職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、履歴、採用年月日等が確認できる書類、各職員の勤務の時間毎の割り振り（シフト、ローテーション）が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類（出勤簿等）



施設及びサービスに関する内容が掲示されているか①

以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が**見やすい場所に掲示**されているか。

- 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 建物、その他の設備の規模及び構造
- 施設の名称及び所在地
- 事業を開始した年月日
- 開所している時間
- 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- 入所定員
- 保育士その他の職員の配置数又はその予定



施設及びサービスに関する内容が掲示されているか②

職員に対する研修の受講状況

※ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の場合は、「設置者及び職員に対する研修の受講状況」

保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

緊急時等における対応方法 非常災害対策

虐待の防止のための措置に関する事項

設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

職員の健康診断の実施状況

《健康診断》

- ◆ 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。

《検便》

- ◆ 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。

施設の管理者は、予め職員の検便の結果を確認したうえで、調理・調乳業務に従事させることが重要



令和5年度の主な基準等改正事項

- (1) 児童の安全確保のための計画策定等の義務化
- (2) 自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認と
安全装置の装備の義務付け



(1)

児童の安全確保のための計画策定等の義務化

○令和5年4月1日より

保育所を利用する児童の安全を確認するための取組を計画的に実施するための計画の策定義務化

(基準7(8))

⇒「保育安全計画例」、「保育所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」などを参考に必要事項等について年間スケジュールを定め、定期的に見直しを行う。

<例>

- ・施設の設備等の安全点検
- ・園外活動等を含む活動、取組等における職員や保護者への安全指導
- ・職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組



安全計画

保育所安全計画例

(別添資料4)

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

| 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|--------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 重点点検箇所 | | | | | | |
| 月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 重点点検箇所 | | | | | | |

(2) マニュアルの策定・共有

| 分野 | 策定期期 | 見直し（再点検）予定時期 | 掲示・管理場所 |
|--|-------|--------------|---------|
| 重大事故防止マニュアル | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| <input type="checkbox"/> 午睡 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| <input type="checkbox"/> 食事 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| <input type="checkbox"/> プール・水遊び | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| <input type="checkbox"/> 園外活動 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| <input type="checkbox"/> バス送迎（※実施している場合のみ） | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| <input type="checkbox"/> 降雪（※必要に応じ策定） | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 災害時マニュアル | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 119番対応時マニュアル | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 救急対応時マニュアル | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 不審者対応時マニュアル | 年 月 日 | 年 月 日 | |



安全計画

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

| | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 |
|------------------|------|------|--------|------|
| 乳児・1歳以上 3歳未満児 | | | | |
| 3歳以上児 | | | | |

(2) 保護者への説明・共有

| 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 |
|------|------|--------|------|
| | | | |



安全計画

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

| 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-----------------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 避難 訓練等 ※1 | | | | | | |
| その他 ※2 | | | | | | |
| 月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 避難 訓練等 ※1 | | | | | | |
| その他 ※2 | | | | | | |

※1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練

※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エビペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

| 訓練内容 | 参加予定者 |
|------|-------|
| | |
| | |
| | |



安全計画

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

| 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 |
|------|------|--------|------|
| | | | |

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

| |
|--|
| |
|--|

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

| |
|--|
| |
|--|

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

| |
|--|
| |
|--|



(2)

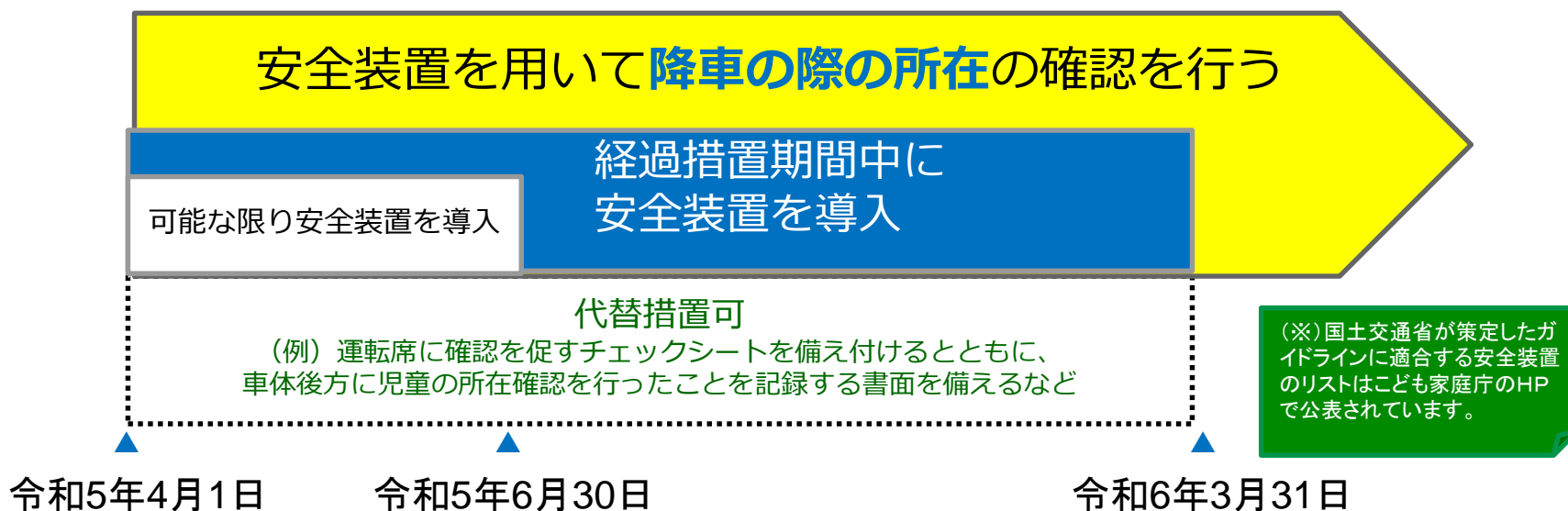
自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認と 安全装置の装備の義務付け

○令和5年4月1日(②は一部経過措置あり)

①乗降車の際に点呼等の方法により利用乳幼児の所在を確認することを義務付け

②送迎用の自動車への安全装置※の装備及び当該装置を用いて、降車時の①の所在確認

※国土交通省ガイドラインに適合





※送迎バス（乗車定員が11人以上）等を運行している場合

道路交通法施行規則の一部改正 （安全運転管理者の業務の拡充）

【令和4年4月1日施行】

- ・運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ・酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

【令和5年12月1日から義務化予定】

- ・運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ・アルコール検知器を常時有効に保持すること。



(最後に)

認可外保育施設の指導監督は・・・

☆子どものため …… 安全の確保・
保育の質の向上

☆保護者のため …… 安心のため

☆園及び職員のため …… リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます